

市民の皆さまへ（市長メッセージ）

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく政府の「緊急事態宣言」が発令され、5月6日まで、兵庫県も緊急事態措置を実施すべき区域として公示されました。

これを受け、直ちにこれまでの対策本部を、法に基づく「新型コロナウイルス感染症 神戸市対策本部」を改組し、「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針―第6弾―」を決定しました。

我が国において初めて経験する事態に直面することとなりましたが、神戸市では「新型コロナウイルス感染症対策 最優先宣言」を発し、市役所が持てる資源を感染拡大防止、適切な医療・救急体制の確保、市民の生活や秩序の安定、公共インフラの安定的提供などに集中させます。

市民の皆さまにおかれては、デマや噂話に惑わされることなく、正確な情報に基づき、これまで以上に感染拡大防止のための冷静な行動をとっていただくよう強くお願いいたします。

1. 市民の皆さまに対する要請

感染拡大防止のためには、人と人との接触をできる限り減らすこ

とが重要であり、8割程度の接触機会の低減を目指す必要があります。

市民のお一人おひとりが自ら感染者にならないこと、他人を感染させないため、徹底した行動変容にご協力いただくことが不可欠です。以下の事項を守っていただくよう、市長として市民の皆さまに要請します。

- ① 生活の維持に必要な場合を除き、みだりに家から外出しないこと
- ② 東京、大阪などの人口密集地との不要不急の往来を行わないこと
- ③ 通勤などにより②のエリアとやむを得ず往来する場合も、人混みには立ち寄らないなど感染防止のための行動をとること
- ④ 夜間から早朝にかけて営業し接客を伴う飲食店、カラオケなどの利用をしないこと
- ⑤ 不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動をしないこと
- ⑥ 不要不急の会合や家族以外の大人数での会食などを行わないこと
- ⑦ 「三つの密」(密閉・密集・密接)が重なる懸念のある集会・イベントに参加しないこと

- ⑧ 食料、医薬品、生活必需品について、無用な買いだめ、買い占めを行わず、冷静な行動をとること

2. 電話相談体制の強化

「帰国者・接触者相談センター」を「新型コロナウイルス専用健康相談窓口」に統合し、電話相談体制を強化します。24時間対応していますので、風邪などの症状が出て不安な方は、いつでもこの電話に相談してください。

今回の感染症の影響などで仕事を失い、生活がひっ迫されるなど市民の暮らしに関する相談については、区役所等に「暮らし相談窓口」を設置して、土日・休日を含む毎日9時から17時30分までの間、電話相談に対応いたします。

また、中小・小規模事業者からの相談に対しては、「ひょうご・神戸経営相談センター」等において、融資制度をはじめ各種相談を兵庫県等と協力して平日・休日問わず、引き続き実施します。

感染防止のため、市役所や区役所など市の窓口への来庁は極力お控えください。必要な職員は勤務していますので、まずは電話などでご相談ください。

市民の皆さまのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

令和2年4月8日

神戸市長 久元 喜造